

国家戦略特区WG 御説明資料



総務省

令和6年4月24日（水）

総務省自治財政局財務調査課

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の概要

目的

公共上の見地から地域において確実に実施される必要がある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施を確保できない事務・事業を地方独立行政法人に担わせることにより、住民の生活の安定、地域社会及び地域経済の発展に資すること。

制度の基本理念

- 目標による業績管理** : 中期目標・中期計画・年度計画に基づき、計画的に業務を運営
- 適正な業務実績の評価** : 中期目標に基づいて評価委員会が法人の業務実績を定期的に評価し、必要に応じて法人に勧告することにより、PDCAサイクルを確立
- 業績主義の人事管理** : 法人の業務実績、職員の業績を反映した職員の給与の仕組み等を確立
- 財務運営の弾力化等** : 原則として企業会計原則による業務運営、使途制限のない運営費交付金の財源措置
- 積極的な情報公開** : 中期目標、業務実績、評価結果、財務諸表等を積極的に公開

業務の特性を踏まえた法人の分類

- 地方独立行政法人** : 試験研究、社会福祉事業、公共施設の設置・管理を行う法人
- 公立大学法人** : 大学等の設置・管理を行う法人
学長の任命等に関する特例が設けられている
- 公営企業型地方独立行政法人** : 地方公営企業に相当する事業を行う法人
財務運営に関する特例が設けられている
- 申請等関係事務処理法人** : 市町村の長等に対する申請、届出等に関する事務であって定型的なもの（申請等関係事務）を処理する法人（平成30年4月1日施行）

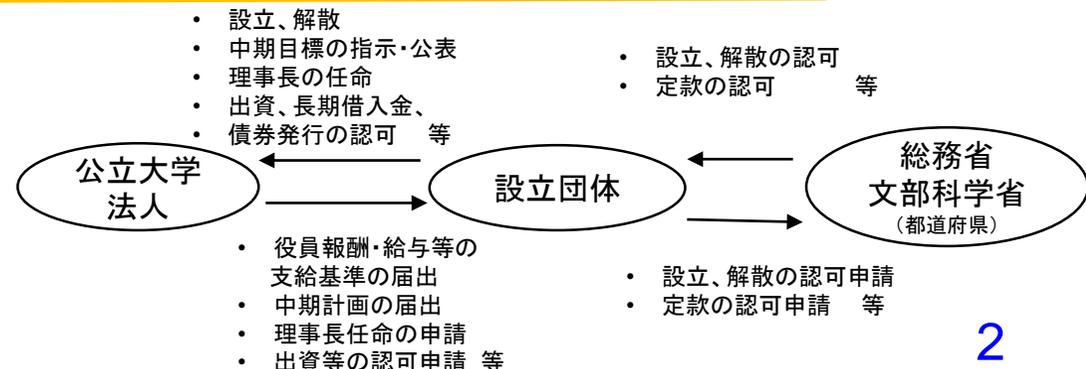
対象業務

- 試験研究 (11法人)
- 公立大学の設置・管理 (84法人)
- 公営企業相当事業 (66法人)
- 社会福祉事業 (1法人)
- 公共的施設の設置・管理 (なし)
- 窓口 (1法人)

※カッコ内は令和5年4月1日現在の法人数（計165法人）

※公務員型・非公務員型の2つの類型が存在（公務員型は5法人）

公立大学法人と設立団体（地方公共団体）との関係



公立大学法人一覽(令和6年4月1日現在)

	法人名	設置団体
1	公立大学法人旭川市立大学	旭川市
2	北海道公立大学法人札幌医科大学	北海道
3	公立大学法人釧路公立大学	釧路公立大学事務組合
4	公立大学法人公立ほこだて未来大学	函館圏公立大学広域連合
5	公立大学法人札幌市立大学	札幌市
6	公立大学法人公立千歳科学技術大学	千歳市
7	公立大学法人青森県立保健大学	青森県
8	公立大学法人青森公立大学	青森市
9	公立大学法人岩手県立大学	岩手県
10	公立大学法人宮城大学	宮城県
11	公立大学法人秋田県立大学	秋田県
12	公立大学法人国際教養大学	
13	公立大学法人秋田公立美術大学	秋田市
14	公立大学法人山形県立保健医療大学	山形県
15	山形県公立大学法人 山形県立米沢栄養大学	
16	公立大学法人福島県立医科大学	福島県
17	公立大学法人会津大学	
18	群馬県公立大学法人 群馬県立女子大学 群馬県立県民健康科学大学	群馬県
19	公立大学法人高崎経済大学	高崎市
20	公立大学法人前橋工科大学	前橋市
21	公立大学法人埼玉県立大学	埼玉県
22	東京都公立大学法人 東京都立大学 東京都立産業技術大学院大学	東京都

	法人名	設置団体
23	公立大学法人神奈川県立保健福祉大学	神奈川県
24	公立大学法人横浜市立大学	横浜市
25	公立大学法人新潟県立看護大学	新潟県
26	公立大学法人新潟県立大学	
27	公立大学法人三条市立大学	三条市
28	公立大学法人長岡造形大学	長岡市
29	公立大学法人山梨県立大学	山梨県
30	公立大学法人都留文科大学	都留市
31	公立大学法人長野県立大学	長野県
32	公立大学法人長野大学	上田市
33	公立大学法人公立諏訪東京理科大学	諏訪広域公立大学事務組合
34	公立大学法人富山県立大学	富山県
35	石川県公立大学法人 石川県立看護大学 石川県立大学	石川県
36	公立大学法人金沢美術工芸大学	金沢市
37	公立大学法人公立小松大学	小松市
38	公立大学法人福井県立大学	福井県
39	公立大学法人敦賀市立看護大学	敦賀市
40	公立大学法人岐阜県立看護大学	岐阜県
41	静岡県公立大学法人 静岡県立大学	静岡県
42	公立大学法人静岡文化芸術大学	
43	公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学	
44	愛知県公立大学法人 愛知県立大学 愛知県立芸術大学	愛知県

公立大学法人一覽(令和6年4月1日現在)

	法人名	設置団体
45	公立大学法人名古屋市立大学	名古屋市
46	公立大学法人三重県立看護大学	三重県
47	公立大学法人滋賀県立大学	滋賀県
48	京都府公立大学法人	京都府
	京都府立大学	
	京都府立医科大学	
49	公立大学法人京都市立芸術大学	京都市
50	公立大学法人福知山公立大学	福知山市
51	公立大学法人大阪	大阪府、大阪市
	大阪公立大学	
52	兵庫県公立大学法人	兵庫県
	兵庫県立大学	
	芸術文化観光専門職大学	
53	神戸市公立大学法人	神戸市
	神戸市外国語大学	
54	公立大学法人神戸市看護大学	
55	公立大学法人奈良県立医科大学	奈良県
56	公立大学法人奈良県立大学	
57	公立大学法人和歌山県立医科大学	和歌山県
58	公立大学法人公立鳥取環境大学	鳥取県、鳥取市
59	公立大学法人島根県立大学	島根県
60	公立大学法人岡山県立大学	岡山県
61	公立大学法人新見公立大学	新見市
62	広島県公立大学法人	広島県
	県立広島大学	
	観啓大学	
63	公立大学法人広島市立大学	広島市

	法人名	設置団体
64	公立大学法人尾道市立大学	尾道市
65	公立大学法人福山市立大学	福山市
66	公立大学法人山口県立大学	山口県
67	公立大学法人下関市立大学	下関市
68	公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学	山陽小野田市
69	公立大学法人周南公立大学	周南市
70	公立大学法人愛媛県立医療技術大学	愛媛県
71	高知県立公立大学法人	高知県
	高知県立大学	
	高知工科大学	
72	公立大学法人九州歯科大学	福岡県
73	公立大学法人福岡女子大学	
74	公立大学法人福岡県立大学	
75	公立大学法人北九州市立大学	北九州市
76	長崎県公立大学法人	長崎県
77	公立大学法人熊本県立大学	熊本県
78	公立大学法人大分県立看護科学大学	大分県
79	公立大学法人宮崎県立看護大学	宮崎県
80	公立大学法人宮崎公立大学	宮崎市
81	公立大学法人沖縄県立芸術大学	沖縄県
82	公立大学法人沖縄県立看護大学	
83	公立大学法人名桜大学	北部広域市町村圏事務組合
84	公立大学法人大分県立芸術文化短期大学	大分県

公立大学法人の出資対象

- 国立大学法人に係る制度・実績等を踏まえた上で、地方公共団体や公立大学法人のニーズに応じ、出資範囲を拡大している。

出資事業者の区分	国立大学法人における 適用対象・適用時期	公立大学法人における 適用対象・適用時期
①成果活用促進事業者	国立大学法人 (R3～)	全公立大学法人 (R3～)
②特定大学技術移転事業者 (承認TLO)	国立大学法人 (H16～)	全公立大学法人 (H28～)
③特定研究成果活用支援事業者	国立大学法人 (H26～)	—
④研究成果活用事業者	指定国立大学法人のみ (H29～R3) 国立大学法人(R4～)	—
⑤指定国立大学研究成果活用 事業者	指定国立大学法人のみ (R4～)	—
⑥教育研究施設管理等事業者	国立大学法人 (R4～)	—

地方独立行政法人・公立大学法人に関する法改正時の対応

年月	主な制度概要・改正内容	法令上の対応
H16.4	地方独立行政法人制度の導入 対象業務は地方独立行政法人法第21条で規定 ・試験研究 ・大学の設置・管理 ・公営企業相当事業 ・社会福祉事業 等	「地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)」の新設
H25.6	地方独立行政法人の合併手続の整備 地方独立行政法人の不要財産の返納 地方独立行政法人の対象業務の追加 (博物館等)	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号)」(第三次分権一括法)による地方独立行政法人法の改正
H28.5	公立大学法人の長期借入規制緩和 公立大学の出資規制緩和 ※承認TLOへの出資を対象業務に追加 公立大学附属学校の設置規制緩和	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第47号)」(第六次分権一括法)による地方独立行政法人法の改正
H29.6	地方独立行政法人の対象業務の追加 (申請等関係事務) 業務評価方法見直し 監事の機能強化 等 ※国立大学法人法において特例がある部分は公立大学は国立大学の規定に倣う形で改正	「地方自治法等の一部を改正する法律(平成29年法律第54号)」による地方独立行政法人法の改正
R1.6	公立大学法人の土地貸付規制緩和	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第26号)」(第九次分権一括法)による地方独立行政法人法の改正
R2.6	試験研究を行う地方独立行政法人の出資規制緩和 (新株予約権の取得及び保有) 公立大学法人以外の地方独立行政法人の土地等の貸付規制緩和	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和2年法律第41号)」(第十次分権一括法)による地方独立行政法人法の改正
R3.4	公立大学の出資制限の緩和 ※成果活用事業者(大学との共同・委託研究の形で大学の技術に関する研究の成果を実用化するために必要な研究を行う事業者及び企画・あっせんする事業者)への出資を対象業務に追加	「地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第11号)」
R5.6	公立大学法人の年度計画及び各事業年度にかかる業務の実績等に関する評価の廃止	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第58号)」(第十三次分権一括法)による地方独立行政法人法の改正

今回の提案事項への対応について

国立大学法人法第22条に関わる提案については、国立大学法人においても地域限定の措置を定めたものではなく、同様の要望が全国公立大学設置団体協議会から別途寄せられていることも踏まえ、特区としてではなく、全国への適用可能性について関係省庁と連携し、検討する。

国立大学法人法第34条の2に関わる提案については、一定の基準を満たした国立大学法人のみに認められている措置であることから、国立大学法人における制度趣旨・実績等を踏まえ、関係省庁と連携し、検討する。

出資事業者の区分	国立大学法人の根拠規定	公立大学法人の根拠規定
①成果活用促進事業者	国立大学法人法第22条第1項	地方独立行政法人法第21条第2号 地方独立行政法人法施行令第4条第2号
②特定大学技術移転事業者 (承認TLO)	国立大学法人法第22条第1項第8号	地方独立行政法人法第21条第2号 地方独立行政法人法施行令第4条第1号
③特定研究成果活用支援事業者	国立大学法人法第22条第1項第9号 産業競争力強化法第21条	—
④研究成果活用事業者	国立大学法人法第22条第1項第7号 国立大学法人法施行令第3条	—
⑤指定国立大学研究成果活用事業者	国立大学法人法第34条の2	—
⑥教育研究施設管理等事業者	国立大学法人法第22条第1項第6号	—

(参考) 令和5年改正時の分権提案から法改正までのスケジュール

令和4年 5月19日 分権提案募集締切

5月～6月 各省に提案内容の連絡

6月～12月 各省での検討、ヒアリング、協議等

12月20日 地方分権改革推進本部、閣議(方針決定)

令和5年 3月3日 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案 閣議決定

6月16日 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第58号) 公布

同日施行

公立大学法人の出資に関する法律

○地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)

(業務の範囲)

第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。

- 一 試験研究を行うこと及び当該試験研究の成果を活用する事業であつて政令で定めるもの又は当該試験研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。
- 二 大学又は大学及び高等専門学校を設置及び管理を行うこと並びに当該大学又は大学及び高等専門学校における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。
- 三～七 略

国立大学法人の出資に関する法律

○国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)

(業務の範囲等)

第二十二条 国立大学法人は、次の業務を行う。

- 一～五 略
- 六 当該国立大学法人から委託を受けて、当該国立大学法人が保有する教育研究に係る施設、設備又は知的基盤(科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第二十四条の四に規定する知的基盤をいう。以下この号、第二十九条第一項第五号及び第三十三条第一項において同じ。)の管理及び当該施設、設備又は知的基盤の他の大学、研究機関その他の者による利用の促進に係る事業を実施する者に対し、出資を行うこと。
- 七 当該国立大学における研究の成果を活用する事業(第三十四条の二第一項に規定する事業を除く。)であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。
- 八 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資(次号に該当するものを除く。)を行うこと。
- 九 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十一条の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。
- 十 略
- 2、3 略

(研究成果を活用する事業者への出資)

第三十四条の二 指定国立大学法人は、第二十二条第一項各号に掲げる業務のほか、当該指定国立大学法人における技術に関する研究の成果の提供を受けて商品を開発し、若しくは生産し、又は役務を開発し、若しくは提供する事業を実施する者に対し、出資を行うことができる。

○産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)

(国立大学法人等の行う出資等業務)

第二十一条 国立大学法人等は、当該国立大学法人等における技術に関する研究成果の活用を促進するため、認定特定研究成果活用支援事業者が認定特定研究成果活用支援事業計画に従って実施する特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助の業務を行う。

公立大学法人の出資に関する政令

○地方独立行政法人法施行令(平成十五年政令第四百八十六号)

(公立大学法人による出資の対象となる者が実施する事業の範囲)

第四条 法第二十一条第二号に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)第四条第一項の承認を受けた者(同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。)が実施する同法第二条第一項に規定する特定大学技術移転事業
- 二 次に掲げる活動により大学又は大学及び高等専門学校(イ及びロにおいて「大学等」という。)における技術に関する研究の成果の実用化を促進する事業
 - イ 当該大学等が民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う研究等(当該大学等における研究又は当該大学等における技術に関する研究の成果の普及若しくは実用化をいう。)についての企画及びあっせん
 - ロ 当該大学等における技術に関する研究の成果を活用しようとする民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う当該研究の成果を実用化するために必要な研究開発

国立大学法人の出資に関する政令

○国立大学法人法施行令(平成十五年政令第四百七十八号)

第三条 法第二十二条第一項第七号及び第二十九条第一項第六号の政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 当該国立大学又は大学共同利用機関(以下この条において「国立大学等」という。)における研究の成果の提供を受けて、他の事業者の依頼に応じてその事業活動に関し必要な助言その他の援助を行う事業
 - 二 前号に掲げるもののほか、当該国立大学等における研究の成果の提供を受けて、他の事業者及びその従業員その他の者に対して研修又は講習を行う事業(当該国立大学等における研究の成果の提供を受けて研修又は講習に必要な教材を開発し、当該教材を提供する事業を含む。)
- 2 法第二十二条第一項第八号及び第二十九条第一項第七号の政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。
- 一 当該国立大学等における技術に関する研究の成果の提供を受けて当該成果を実用化するために必要な研究を行う事業であって、当該成果を実用化しようとする民間事業者その他の者と共同して又は当該者から委託を受けて行うもの
 - 二 当該国立大学等が当該国立大学等における技術に関する研究の成果を普及し又は実用化しようとする民間事業者その他の者と共同して又は当該者から委託を受けて当該成果を実用化するために必要な研究又は当該成果を普及し若しくは実用化することについての企画及びあっせんを行う事業
 - 三 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)第四条第一項の承認を受けた者(同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。)が実施する同法第二条第一項の特定大学技術移転事業